

2 対象区域の指定について

対象区域について

対象区域の種類

- 都道府県または政令市等が、国の定める基本方針や実施要領に基づき基礎調査を実施
→ 盛土等に伴う災害から人命を守るという目的のため、
盛土等の崩落により人家等に被害を及ぼしうる区域を対象区域として指定

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

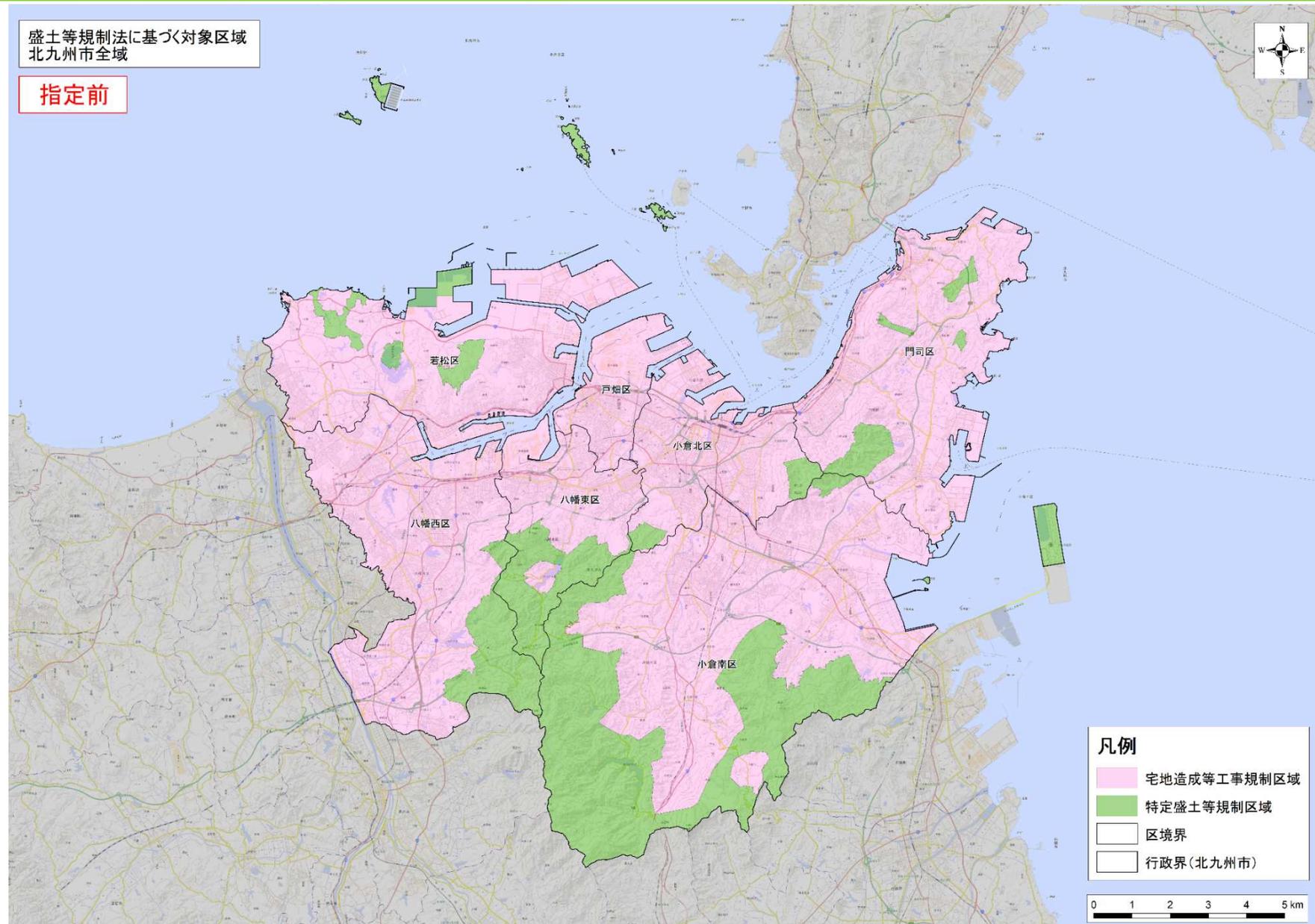


※現在の宅地造成工事規制区域（旧法）は市域の約1割 ⇒ 大幅拡大となる

対象区域（北九州市）

盛土等規制法に基づく対象区域
北九州市全域

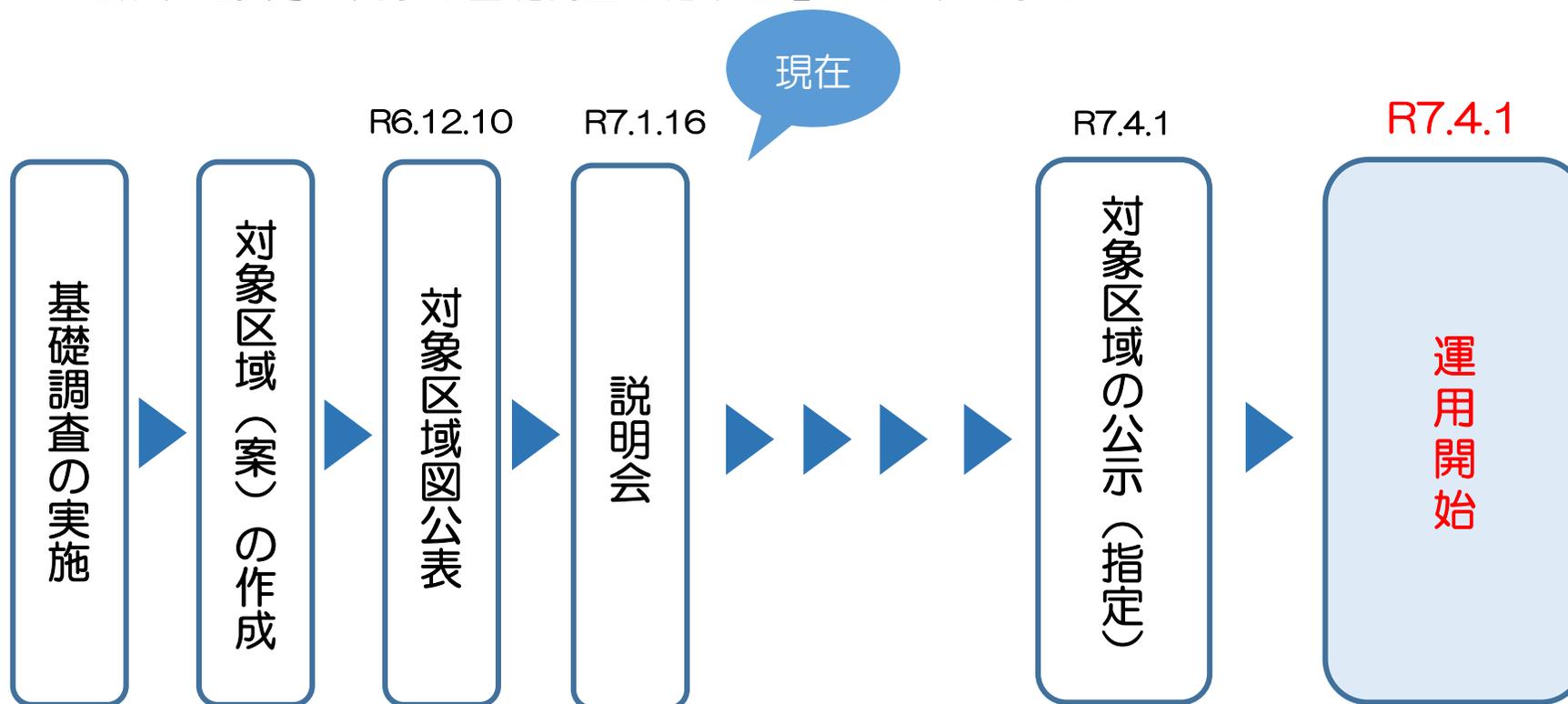
指定前



運用開始までの流れ

基礎調査に基づき指定

- 地域の地形、地質等に関する基礎調査の結果を踏まえて決定する



【基礎調査とは】

盛土規制法第4条（基礎調査）

- 指定都市は、基本方針に基づき、おおむね5年ごとに、宅地造成等工事規制区域の指定、特定盛土等規制区域の指定を行う（区域指定）⇒公表しなければならない
- 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出のおそれがある土地に関する地形、地質の状況調査等を行う（既存盛土調査）⇒公表しなければならない